

山梨県水道水質管理計画（概要）

1 経緯

平成5年12月、水道事業者等が適正な水質検査を実施するための、計画的な水質検査体制の確立と、本県における体系的・組織的な水質監視体制の整備を図ることを目的に、「山梨県水道水質管理計画」を策定

その後の社会情勢の変化や、水道水質基準の改正等の水道水質を取り巻く状況に的確に対応するため、平成17年3月22日、計画を改定

2 基本方針

水道により供給される水の、より一層の安全・安心を確保するため、地域の状況を反映した効率的・合理的な検査・監視体制を整備

計画期間は、平成17年度から31年度までの15年間とし、中間目標の設定は行わず、必要に応じ、期間途中においても計画の改定を行う。なお、計画期間の終期については状況に応じ延長する場合がある。

3 水質検査体制

水道事業者等による適正な水質検査の実施に向けた検査体制の整備

毎日検査：全事業者が、自己検査により実施

その他の検査：甲府市（上水道事業）では、一部項目を除き自己検査実施
他事業者は、登録検査機関への委託により実施

4 水質監視体制

水道事業者等と県が連携した、水道水源水質の広域的監視体制の整備

監視地点：広域的監視の観点から選定した、表流水8地点・地下水18地点の計26地点

対象項目：水質管理目標設定項目、及び浄水処理過程等の工程管理のために有用となる項目

実施主体：水道事業者等及び県

5 その他

- ・ 異常水質時等に、関係機関が速やかな通報等を行うための連絡調整体制を整備する。
- ・ 水質検査及び水質監視が適切に行われるよう、検査担当者の技術向上を図る。
- ・ 県及び水道事業者の検査機関においては、水質検査の信頼性の確保を図る。